

老発第656号
平成12年9月27日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長



老人日常生活用具給付等事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「老人日常生活用具給付等事業実施要綱」を定め、平成12年4月1日から適用することとしたので通知する。

ついては、事業の円滑な実施について特段のご配意をお願いするとともに、管下市町村に対して、周知徹底を図り、本事業の円滑な実施について御協力を賜りたい。

(別紙)

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

1 目的

この事業は、要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 用具の種目および給付等の対象者

給付等の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

4 用具の給付等の実施

(1) 用具の給付等は、原則として、要援護老人若しくはひとり暮らし老人又はこの者の属する世帯の生計中心者からの申出に基づき行うものとする。

(2) 市町村長は、用具の給付等の申請があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討したうえで決定するものとする。

なお、その際には必要に応じ地域ケア会議を活用すること。

(3) 市町村長は、老人日常生活用具給付等事業を利用しようとする者の利便を図るため、在宅介護支援センター等を経由して利用申請を受理することことができる。

(4) 給付等を行う日常生活用具の種類及び費用負担区分は、老人の心身の状況、住居の状況及び世帯の状況等を踏まえ決定すること。

なお、その際には必要に応じ地域ケア会議を活用すること。

(5) 用具の給付等を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表2の基準により、必要な用具の購入等に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

なお、この場合、原則として、負担する額は日常生活用具の引渡し

の日に直接業者に支払うものとする。

5 費用の請求

用具を納付した業者が事業の実施主体に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入等に要する費用から用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

6 給付等台帳の整備

事業の実施主体は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具給付・貸与台帳」を整備するものとする。

7 その他市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報誌等を通じて周知を図るものとする。

別表1

区分	種目	対象者	性能
給付	電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。
	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	加入電話

別表2

日常生活用具給付等事業費用負担基準
(平成5年7月から適用)

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円 以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円 以上30,000円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円 以上80,000円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円 以上140,000円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が 140,001 円以上の世帯	全額

改 正 前(旧)

別添2

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

1 目的

この事業は、要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、特殊寝台等日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 用具の種目および給付等の対象者

給付等の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

4 用具の給付等の実施

- (1) 用具の給付等は、原則として、要援護老人若しくはひとり暮らし老人又はこの者の属する世帯の生計中心者からの申出に基づき行うものとする。
- (2) 市町村長は、用具の給付等の申請があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討したうえで決定するものとする。
なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。
- (3) 市町村長は、老人日常生活用具給付等事業を利用しようとする者の利便を図るため、在宅介護支援センター、ショートステイ事業を実施している特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター等、並びに老人ホームヘルプサービス事業等を実施している市町村社会福祉協議会、農業協同組合及び農業協同組合連合会等を経由して利用申請を受理することことができる。
- (4) 給付等を行う日常生活用具の種類及び費用負担区分は、老人の心身の状況、住居の状況及び世帯の状況等を踏まえ決定すること。
なお、その際には必要に応じ高齢者サービス調整チームを活用すること。

改 正 後(新)

別添1

老人日常生活用具給付等事業実施要綱

1 目的

この事業は、要援護老人及びひとり暮らし老人に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

2 実施主体

事業の実施主体は、市町村（特別区を含む。以下同じ。）とする。

3 用具の種目および給付等の対象者

給付等の対象となる用具は、別表1の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「対象者」欄に掲げるものとする。

4 用具の給付等の実施

- (1) 用具の給付等は、原則として、要援護老人若しくはひとり暮らし老人又はこの者の属する世帯の生計中心者からの申出に基づき行うものとする。
- (2) 市町村長は、用具の給付等の申請があった場合は、本要綱を基にその必要性を検討したうえで決定するものとする。
なお、その際には必要に応じ地域ケア会議を活用すること。
- (3) 市町村長は、老人日常生活用具給付等事業を利用しようとする者の利便を図るため、在宅介護支援センター等を経由して利用申請を受理することことができる。
- (4) 給付等を行う日常生活用具の種類及び費用負担区分は、老人の心身の状況、住居の状況及び世帯の状況等を踏まえ決定すること。
なお、その際には必要に応じ地域ケア会議を活用すること。

改 正 前 (旧)

(5) 用具の給付等を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表2の基準により、必要な用具の購入等に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

なお、この場合、原則として、負担する額は日常生活用具の引渡しの日に直接業者に支払うものとする。

(6) 特殊寝台、痴呆性老人徘徊感知機器及び歩行支援用具のうち歩行器については、別表1に掲げる区分にかかわらず、市町村は地域の実情に応じて会計諸法規にのっとり、レンタル等に関する必要事項を定めた委託契約をレンタル業者等と締結して貸与できるものとする。

なお、痴呆性老人徘徊感知機器を別表2の利用世帯の階層区分のA及びBに該当する世帯に対して給付する場合は、当分の間これによらないで貸与することができるものとする。

(7) 車いす及び移動用リフトについては、適当なレンタル業者がいない場合等別表1に掲げる区分により難い場合は、別表1の区分にかかわらず給付できるものとする。

(8) 特殊寝台、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、電動車いす、移動用リフト及び歩行支援用具の歩行器を業者に委託して貸与する場合の貸与期間は、貸与決定の日からその日の属する会計年度の終了の日までとする。ただし、貸与期間が終了する日までに貸与取消の決定を行わないときは、その日の翌日から起算して1年間は引き継ぎ効力を有するものとする。

(9) 業者に支払う特殊寝台、痴呆性老人徘徊感知機器、車いす、電動車いす、移動用リフト及び歩行支援用具の歩行器の貸与に要する費用については、一被貸与者に係る市町村が負担する額の総額は、貸与期間が連續又は断続を問わずこれを通算し、年度を単位として算定する。この場合の総額は、平成4年3月2日厚生省発第19号厚生事務次官通知「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について」に定める額から別表2の利用者負担額を控除した額の範囲内とする。

改 正 後 (新)

(5) 用具の給付等を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者は、別表2の基準により、必要な用具の購入等に要する費用の一部又は全部を負担するものとする。

なお、この場合、原則として、負担する額は日常生活用具の引渡しの日に直接業者に支払うものとする。

改 正 前（旧）

5 費用の請求

用具を納付した業者が事業の実施主体に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入等に要する費用から用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

6 給付等台帳の整備

事業の実施主体は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具給付・貸与台帳」を整備するものとする。

7 電動車いすの給付等にかかる留意事項

- (1) 市町村長は、利用申請のあった場合、高齢者サービス調整チームにおいて申請者の身体状況、操作能力等その必要性、安全性を十分に検討したうえで電動車いすの給付を行うものとする。
- (2) 事業の実施に当たっては、「電動車いすの交付に当たっての配慮等について」（昭和56年3月30日社更第45号）及び「補装具の種類、受託報酬に関する基準の改正について」（平成4年3月31日社更第71号）別紙「電動車いす給付事務取扱要領」についても参考にすること。

- 8 その他市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

改 正 後（新）

5 費用の請求

用具を納付した業者が事業の実施主体に請求できる額は、用具の給付等に必要な用具の購入等に要する費用から用具の給付を受けた者又はこの者の属する世帯の生計中心者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

6 給付等台帳の整備

事業の実施主体は、用具の給付等の状況を明確にするための「日常生活用具給付・貸与台帳」を整備するものとする。

- 7 その他市町村は、この事業の実施について、地域住民に対して広報紙等を通じて周知を図るものとする。

改 正 前 (旧)

別表1

区分	種 目	対象者	性 能
給付	特殊寝台	おおむね65歳以上のねたきり老人	おおむね次のような性能を有するものであること。 ア 使用者の背部又は脚部の傾斜角度を調整する機能を有するものであること。 イ 床の高さが適度又は無段階に調整できるとともに落下防止機能が取り付けられ安全の確保が配慮されたものであること。
	マットレス	同 上	長時間の連続使用に耐え得るもので保温及び内部の湿気の放出等について十分配慮されたものであること。
	エアー パッド	同 上	褥瘡の防止のためのものであって、エアー・マットと送風装置からなるものであること。（水等によって減圧による体圧分散効果をもつウォーターマット等を含む。）
	体位変換器	同 上	介護者が老人の体位を変換させるのに容易に使用し得ること。
	腰掛便座（便器）	同 上	老人の排便のために便利なものであること。

改 正 後 (新)

別表1

区分	種 目	対象者	性 能
給付	電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得ること。
	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らし老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得ること。
	自動消火器	同 上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得ること。
貸与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	加入電話

改 正 前 (旧)			
区 分	種 目	対象者	性 能
給 付	特殊尿器	同 上	尿が自動的に吸引されるもので老人又は介護者が容易に使用し得るものであること。
	入浴補助用具	おおむね65歳以上の要介護老人であって、入浴に介助を必要とする者	入浴に際し、座位の維持、浴槽への入水等の補助が可能な用具及び寝たきり老人のための浴槽とする。
	電磁調理器	おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等	電磁による調理器であって、老人が容易に使用し得るものであること。
	歩行支援用具	おおむね65歳以上の老人であって下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 老人の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。

改 正 後 (新)			
区 分	種 目	対象者	性 能

改 正 前(旧)

改 正 後(新)

区分	種 目	対象者	性 能
給付	痴呆性老人徘徊感知機器	おおむね65歳以上の痴呆性老人であって徘徊を伴う者の属する世帯の世帯主	徘徊を伴う痴呆性老人が屋外へ出ようとした時、出口に設置したセンサーにより感知し、家族及び隣人等へ通報することが可能な機器とする。
	火災警報器	おおむね65歳以上の低所得のねたきり老人、ひとり暮らしお老人等	屋内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るものであること。
	自動消火器	同 上	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴出し初期火災を消火し得るものであること。

改 正 前 (旧)

改 正 後 (新)

レ ン タ ル	車いす	おおむね65歳以上の老人であって下肢が不自由な者	老人の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。（歩行機能を電動車いすによらなければ代行できない者については、電動車いすも含む。）
	移動用リフト	おおむね65歳以上のねたきり老人等を抱える介護力の低下した高齢者世帯等	おおむね次のような性能を有するものであること。 ねたきり老人等をベッドから車いす等へ容易に移動できるものであること。（ただし、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く。）
貸 与	老人用電話	おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等	加入電話

改 正 前(旧)

別表2

日常生活用具給付等事業費用負担基準
(平成5年7月から適用)

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額

改 正 後(新)

別表2

日常生活用具給付等事業費用負担基準
(平成5年7月から適用)

利用者世帯の階層区分		利用者負担額
A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯含む)	0円
B	生計中心者が前年所得税非課税世帯	0
C	生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯	16,300
D	生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯	28,400
E	生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯	42,800
F	生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯	52,400
G	生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯	全額